

意見書案第9号

「敵基地攻撃能力の保有」の検討を行わないことを求める意見書案を提出するについて

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月24日提出

提出者 宇治市議会議員 宮本 繁夫

同 山崎 恭一

同 坂本 優子

同 渡辺 俊三

同 山崎 匡

同 大河 直幸

同 徳永 未来

宇治市議会議長 堀 明人 様

「敵基地攻撃能力の保有」の検討を行わないことを求める意見書

岸田文雄首相は12月6日に行われた国会での所信表明演説のなかで、「敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討し、防衛力を抜本的に強化していく」と述べて、歴代首相の所信表明のなかで初めて「敵基地攻撃能力の保有」の検討を明言した。

「敵基地攻撃能力の保有」は、他国のミサイル発射拠点などを直接先制攻撃することを可能にするため、憲法解釈を変更するとともに、ステルス戦闘機や巡航ミサイルの導入などの大軍拡が必要になる。

歴代政権は平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を保有することを憲法違反としてきた。「敵基地攻撃能力の保有」に踏み込むことは、歴代政権の憲法解釈を180度変更するものである。

「敵基地攻撃能力の保有」は大軍拡につながり、際限のない軍拡は北東アジアの軍事的緊張をかつてなく高めることになる。

そもそも「敵基地攻撃能力の保有」は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定めた日本国憲法第9条に反するものである。

よって、政府におかれては「敵基地攻撃能力の保有」の検討を行わないことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月 日

京都府宇治市議会議長 堀 明 人

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
総 務 大 臣	金 子 恭 之 様
外 務 大 臣	林 芳 正 様
防 衛 大 臣	岸 信 夫 様
内閣官房長官	松 野 博 一 様